

第 9 章 資料

大気汚染防止法、ダイオキシン類対策

特別措置法に基づく届出施設数

1-1 大気汚染防止法に基づき届出されているばい煙発生施設、粉じん発生施設及び特定粉じん排出等作業

(1) ばい煙発生施設

(令和3年3月31日現在)

令別表第1の番号	施設種類	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
1	ボイラー(熱風ボイラーを含む)	4,167	886	109	675	1,020	1,256	99	215	950	1,095	168	1,119	633	215	12,607
2	水性ガス、油ガス発生用ガス発生炉、加熱炉									1	2					3
3	金属精錬、無機化学工業品製造用焙焼炉、焼結						1				3					4
4	金属製錬用溶鉱炉、転炉(14項を除										3					3
5	金属精製、鑄造用溶解炉(こしき炉、14項、24項から26項を除く)	5	2		4	2					23		2			38
6	金属鑄造、圧延、熱処理用加熱炉	9									135		1	2		147
7	石油製品等加熱炉										15					15
8	石油精製用流動接触分解装置のうち触媒再生塔										1					1
8-2	石油ガス洗浄装置付属硫黄回収装置のうち燃焼										3					3
9	窯業製品製造用焼成炉、溶融炉	12	3			4	5			8	7		5	3		47
10	無機化学工業品、食料品製造用反応炉、直火炉(26項を除く)												1			1
11	乾燥炉(14項を除く)	54	27	4	18	50	61	5	15	208	44	9	341	18	12	866
12	製銃、製鋼、合金鉄、カーバイド製造用電気炉	1									10					11
13	廃棄物焼却炉	32	11	8	7	14	15	1	9	26	11	9	14	9	6	172
14	銅、鉛又は亜鉛の製錬用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、転炉、溶解炉、乾燥炉															
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造用乾燥施設															
16	塩素化エチレン製造用塩素急速冷却施設															
17	塩化第2鉄製造用溶解槽										1					1
18	活性炭製造(塩化亜鉛を使用するものに限る)用反応炉															
19	化学製品製造用塩素反応施設、塩化水素反応施設、塩化水素吸収施設										16					16
20	アルミニウム製錬用電解炉															
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料製造用反応施設、濃縮施設、焼成炉、溶解炉										1					1
22	弗酸製造用凝縮施設、吸収施設、蒸溜施設															
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用反応施設、乾燥炉、焼成炉															
24	鉛第2次精錬又は鉛の管、板、線製造用溶解炉										1					1
25	鉛蓄電池製造用溶解炉															
26	鉛系顔料製造用溶解炉、反射炉、反応炉、乾燥施設															
27	硝酸製造用吸収施設、漂白施設、濃縮施設															
28	コークス炉										2					2
29	ガスタービン	243	18	1	19	7	30	3	2	4	28	8	18	27	1	409
30	ディーゼル機関	841	106	18	100	250	101	13	42	89	162	21	130	90	27	1,990
31	ガス機関	83	6			1	18			6	12		23	4	9	162
32	ガソリン機関															
施設数合計		5,447	1,059	140	823	1,348	1,487	121	283	1,292	1,575	215	1,654	786	270	16,500
工場・事業場数合計		2,249	552	78	398	581	677	65	168	602	597	127	717	384	156	7,351

(2) 一般粉じん発生施設

令別表第2の項番号	施設名	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
1	コークス炉										2					2
2	堆積場	133	197	44	123	173	154	36	108	298	180	54	300	122	25	1,947
3	コンベア	169	127	31	143	129	127	11	42	139	529	44	130	99	18	1,738
4	破砕機、摩砕機	43	64	19	84	43	72	5	16	72	66	31	70	42	18	645
5	ふるい	61	22	8	39	14	29	2	10	17	49	14	16	14	4	299
施設数合計		406	410	102	389	359	382	54	176	526	826	143	516	277	65	4,631
届出事業場・工場数		104	65	33	62	101	102	16	62	202	108	40	203	66	16	1,180

(3) 特定粉じん排出等作業

規則別表第7項番号	作業の種類	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
1	解体作業	115	14	2	4	8	29	2	5	12	13	1	6	4	6	221
2	建築物の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を除去する作業	3					2			1	13		1	1		21
3	特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業															
4	改造・補修作業	96	19	2	6	16	43	5	6	16	38	4	19	11	5	286
合計		214	33	4	10	24	74	7	11	29	64	5	26	16	11	528

※合計は1,2,3,4に係る合計数のうち、重複を除いた作業件数を計上する。

1-2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づき届出されている大気基準適用施設

(令和3年3月31日現在)

令別表第1の項番号	施設種類	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計
1	焼結鉍製造用焼結炉										1					1
2	製鋼用電気炉										2					2
3	亜鉛回収施設															
4	アルミニウム合金製造施設										16					16
5	廃棄物焼却炉	23	7	8	13	18	18	2	12	31	21	12	30	15	8	218
施設数合計		23	7	8	13	18	18	2	12	31	40	12	30	15	8	237
工場・事業場数合計		13	7	4	11	15	14	2	10	21	23	9	22	9	6	166

1-3 大気汚染防止法に基づき届出されている水銀排出施設

(令和3年3月31日現在)

施行規則 別表第三の三 の項番号	施設種類	石狩	渡島	檜山	後志	空知	上川	留萌	宗谷	オホーツク	胆振	日高	十勝	釧路	根室	合計	
		1	小型石炭混焼ボイラー		1				3				9			8	
1	内訳	小型石炭混焼ボイラー(石炭火力発電所)					3							1		4	
		小型石炭混焼ボイラー(産業用石炭燃焼ボイラー)		1								9			7		17
2	内訳	石炭燃焼ボイラー	2				4				4	6					16
		石炭専焼ボイラー(石炭火力発電所)					4				4	3					11
		石炭専焼ボイラー(産業用石炭燃焼ボイラー)	2									3					5
		大型石炭混焼ボイラー(石炭火力発電所)															0
3	内訳	一次施設(銅又は工業金)															0
		一次施設 銅															0
		一次施設 工業金															0
4	内訳	一次施設(鉛又は亜鉛)															0
		一次施設 鉛															0
5	内訳	一次施設 亜鉛															0
		二次施設(銅、鉛又は亜鉛)										1					1
		二次施設 銅															0
5	内訳	二次施設 鉛									1					1	
		二次施設 亜鉛															0
6	二次施設(工業金)															0	
7	セメントの製造の用に供する焼成炉		3								1					4	
8	内訳	廃棄物焼却炉	34	13	3	8	9	13	1	7	10	12	9	14	8	6	147
		廃棄物焼却炉(一般廃棄物)	19	10	3	4	5	8		4	7	8	9	7		4	88
		廃棄物焼却炉(産業廃棄物)	7	3		2	4	2	1	2	3	4		6	8	1	43
		廃棄物焼却炉(下水汚泥)	8			2		3		1				1		1	16
9	水銀回収施設									5						5	
施設数合計		36	17	3	8	13	16	1	7	19	28	9	14	16	6	193	
工場・事業場数計		16	9	3	7	8	12	1	6	13	14	6	10	9	4	118	

北 海 道 の 大 気 環 境
(令和2年度(2020年度)測定結果 第58報)

令和4年(2022年)7月発行

発行：北海道

編集：環境生活部環境保全局循環型社会推進課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111 内線24-265(大気環境係)